



近畿税理士会

発行 平成19年1月

泉大津支部だより 19年新春号

No.17

発行/近畿税理士会泉大津支部 支部長 林 武史

事務局 泉大津市二田町1丁目14-13

TEL/FAX 0725-21-6263

編集委員/萬野 俊史・阪 広久・上吹越 弘・中島 浩・村上 香世・田中 俊英



紅富士

早暁の間に浮かび上がる紅に染まった雪化粧の霊峰を捉えようと、富士山麓を訪れた。厳寒の2月5日早朝、全面結氷した山中湖、気温氷点下7度の湖畔にカメラを構えて待つこと30分、カラーでお見せできないのが残念であるが、頂上が僅かに紅色に染まり始め、それが徐々に山麓へと拡がってくる。約10分で山全体が紅に染まる頃には、早くも山頂では化粧を落とし始める。変幻極まりない霊峰富士の姿に、凍てつく寒さも忘れてシャッターを押し続けた。

写真・文 久保 慶明



- 1面 表紙写真(紅富士)
- 2面 近畿税理士会泉大津支部支部長・副支部長挨拶
- 3面 「山の話」泉大津税務署個人課税第一部門統括官「刻の風景」
- 4面 第16回誌上研修「e-Taxを利用しましょう」
- 6面 秋季支部旅行
- 7面 泉大津税務署からのお知らせ
税理士による譲渡所得の相談所
- 8面 告知板・会員異動・原稿募集・編集後記



近畿税理士会泉大津支部

支部長・副支部長あいさつ



支部長
林 武史



阪東 寛



原 正人



萬野 俊史



川上 忠廣



延時 隆

新年明けましておめでとうございます。
本年もよろしくお願いいたします。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06) 6941-6888
FAX (06) 6947-2800
URL: <https://ni.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアーズ保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニテシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロボリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、薬石、墨壺

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーサーバーレンタル
保養施設

山の話 ●●●●●●●●

泉大津税務署個人課税第一部門統括官

垣内 晃

金剛山（標高1125m）に登り始めて12年目になります。年間50回と決めていますので、今まで580回以上登っています。

登り始めたころは、吉野税務署個人課税第一部門に勤務していました。

当時、吉野税務署では、9月上旬に男子職員だけで大峰山山上ヶ岳（標高1719.2m。今でも女人禁制の山）に登山するのが恒例行事となっていました。

金曜の夜は、天川村洞川の旅館で宴会。夜中の2時に起きて旅館のマイクロバスで大峰大橋の登山口まで送ってもらい、先達（せんだち）さんの案内の下、真っ暗な山道をまだ飲酒運転状態でとぼとぼと3時間ほど登り、頂上近くの行場の一つ「鐘掛岩」の上で日の出を待ちます。下界はまだ夏といってもよいくらいなのに、この標高。寒さに震えながら待っていると雲海の中から太陽が上がってきます。なんとも清々しい気分になったものです。

中学時代は野球部で体力には自信があったはずなのに、小学校の運動会で娘と一緒に親子競争に参加すると足がもつれて転び、バスに乗れば吊り革を持っているのにブレーキが掛かるとくるっと一回転するなど、体力の衰えをなんとかしたいと思っていたときに、この大峰山登山がきっかけとなって、家の近くの金剛山に登り始めました。

金剛山は、富士山に次いで登山客が多いといわれるほど、1年中大勢の登山客で賑わっています。最近では、野鳥の観察に訪れる人も目立つようになりましたが、春は可憐な山野草や薄緑の金剛桜の花を見に、初夏は新緑、真夏は緑の木陰の涼しさを求め、秋はブナの原生林の見事な黄葉やもみじの紅葉を愛で、冬は大阪には珍しい本格的な雪山となり、樹氷が最高。

学校の耐寒登山やそり遊びをする子供連れも多く、1月から2月にかけて登山者が一番多いように感じます。夏が大好きで、寒くなると冬眠したくなる私ですが、冬の金剛山登山が一番の楽しみとなっています。

それにしても、10年前の冬は気温が低くて（今でも日中でマイナス7度くらいの日もありますが）、登っている途中にかいた汗が湯気となって髪の毛に付着し、知らない間に髪の毛が逆立って凍っているのをトイレの鏡で見て驚いたことが何度もありました。地球温暖化の影響か、最近は2月半ばくらいから積雪の量も少なくなってきましたが、それでも、誰も歩いていない新雪をキュッキュと踏んで歩くと子供の頃に帰ったようで、最高のリフレッシュになります。

金剛山は山のスケールが大きく、ロープウェイもあり、小さい子供さんを連れていても楽しく登れる親しみのある山です。皆さんも是非お出かけください。

とき 刻の風景 ●●●●●●●●

小柳 孝平

税理士にとっての新年は、所得税の確定申告期が終了したときのような気がします。諸先生方は新しい年をどんな気持ちで迎えられたことでしょうか。

“1時間、幸せになりたかったら、酒を飲みなさい。3日間、幸せになりたかったら、結婚しなさい。8日間、幸せになりたかったら、豚を殺して食べなさい。永遠に、しあわせになりたかったら、釣りを覚えなさい。”という中国の諺があるそうです。

「釣り」が比喩なら、この言葉に当てはまる具体的な対象を、時間の流れの中で見つけ出していくことが人生そのものかもしれません。

高知県の安芸という田園風景が広がる町に、田圃に面して「野良時計」があります。農作業を黙々と営む人々に「刻」（とき）を告げようと、地元の素封家が英国から取り寄せた機械式時計を木造建物の塔に組み込んだものです。里道にバイクを停めこの時計を見上げていると、この時計台の主が、祖父が造ったという時計内部に案内してくださいました。内部の梯子を上り、塔の窓に広がる農村風景を見ていると、黙々と農作業に打ち込んできた人々と、寡黙に時を刻み続けてきた時計台との絆を感じていました。種を蒔くとき、刈入れを知らせるとき、夜明けのとき、家路に急ぐとき……。さまざまな風景を覗いてきたのだろうと忖えば、やはり刻の流れはやさしいようです。

さて、永遠の刻を幸せに暮らすための「釣り」は、先生方にとっては、何でしょう？

しあわせな一年でありますように。



私たち税理士をとりまく環境は変化しつつあります。税理士が税理士業務においてこれまでの体制を維持していくためには、税理士によるe-Tax制度の利用、推進は必要不可欠なものであることは間違いありません。ここでは、e-Taxを利用するためのソフトの初期登録までの手順を中心に触れてみたいと思います。

■ e-Taxの利用可能時間（平成18年11月現在）

月曜日～金曜日の午前9時から午後9時（祝日等を除きます。）

■ e-Taxを利用するまでの流れ

○ 事前準備

- | | | |
|-----|-----------------------|--------------|
| 【1】 | e-Taxの利用環境の確認 | (事務所で) |
| 【2】 | e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出 | 税務署かインターネットで |
| 【3】 | 電子証明書の取得 | 日本税理士会連合会宛 |
| 【4】 | 利用者識別番号等の受領 | 税務署より |

○ 初期登録

- 【5】
- 1 ICカードリーダライタを使用可能にする
 - ・ ICカードリーダライタのドライバをインストール
 - ・ ICカードリーダライタをコンピューターに接続
 - 2 ICカードマネージャソフト（日税連より送付）をインストール
 - ・ ICカードマネージャで電子証明書登録
 - ・ (電子証明書の内容確認)
 - 3 e-Taxソフト（税務署より送付）をインストール
 - ・ ルート証明書をインストール
 - ・ e-Taxソフトをインストール
- 利用者情報登録
- － 自分の基本情報登録ファイルを作成すると便利です（下記参照）
 - イ 暗証番号変更
 - ロ 納税用確認番号変更
 - ハ 電子証明書登録

○ 実際の利用に移ります

以下、注意点、ポイント等列举したいと思います。詳細については、近畿税理士会より送付済みの資料や国税庁の「e-Taxホームページ」で御確認ください。なお、番号は、上記番号に対応しています。

【1】 利用するための環境やパソコンの推奨環境

推奨のOSは、「Microsoft Windows 2000」より新しいものです。

【2】 開始届出書は書面でも提出できます（納税地を所轄する税務署長に提出）が、インターネットでもごく簡単に提出できます（国税庁「e-Taxホームページ」より）。インターネットで申請した場合、その情報は納税地を所轄する税務署に伝えられます。

【3】 電子証明書の取得（カードとユーザーPIN取得）

電子証明書をまだ取得されていない場合は、下記連絡先にご連絡いただければ、基本情報をプレプリントした申請書の再交付を受けることができますのでご利用ください。

所在地	〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8	日本税理士会館8階
担当部署	日本税理士会連合会電子認証局事務局	
電話番号	03-5435-0931（代表）	
FAX番号	03-5435-0941	

【4】 税務署から利用者識別番号等を記載した通知書やe-Taxソフトが送付されます。開始届出書を提出してから、利用者識別番号等の通知書等がお手元に届くまで、最短で10日から最長で25日程度を要することがあります。

【5-1】ICカードリーダーライタの接続

ICカードリーダーライタをコンピューターに接続する前に、ドライバをインストールしてください。

【5-2】ICカードマネージャーをインストールした後は、カードの内容を確認後すぐにカードを取り外さないで、最後までカードをのせた状態のまま作業を続けてください。

【5-3】e-Taxソフトのインストール

e-Taxソフトをインストールする前にルート証明書をインストールしてください。ルート証明書とは、証明書の発行元（認証局）の正当性を証明する証明書のことでインストールしたルート証明書は、e-Taxシステムから送信されたデータ、電子納税証明書、接続先のサーバが、本当に国税庁のものであるかを確認するために使用されます。

また、e-Taxソフトについては、国税庁ホームページからのダウンロードによる取得が可能となりましたので送付されたCDからでも、ダウンロードでも、どちらでもインストールは可能です。

次に、初期登録に際しては、自分の基本情報登録ファイルを、メモ帳、WORDなどのソフトで作成すると便利です。実際に記入する内容は、下記表の項目と内容の部分です。

項 目	内 容	備 考		
		桁 数	いつ 使用？	注 意 点
氏 名	笠井 慎五	—	初 期 登 録 時	
カ ナ	ｶﾅｼﾝｺﾞ	—	納 税 用 確 認 番 号 登 録 時	24文字以内の半角カタ カナ・半角英数（英小文 字、カタカナ小文字は使 用不可）
ユーザ P I N	*****	—	電 子 認 証 時	e-Taxソフトでは、「アク セスパスワード」と呼びま す
利 用 者 識 別 番 号	*****	16桁	初 期 登 録 時	
暗 証 番 号 (通知分)	*****	13桁	初 期 登 録 時	最初の1回だけ使用
暗 証 番 号 (変更後)	Ab123456	8～50桁	初 期 登 録 時 随 時	すべて半角、英大文字、 英小文字、数字をそれぞれ 1字以上使用
納 税 用 確 認 番 号	123456	6桁	初 期 登 録 時 随 時	半角の数字

【その他の注意点】

- 開始(変更等)届出書が必要な場合は下記のとおりです。

開始(変更等)届出書は、e-Taxを利用しようとする場合のほか、届出の内容の変更等に伴い、次のような場合に提出が必要となります。

- ・ 暗証番号の変更期限を徒過した場合
- ・ 利用内容を変更する場合（特定納税専用手続から申告・納税等手続への変更又は申告・納税等手続から特定納税専用手続への変更）
- ・ 利用者識別番号若しくは暗証番号を忘失又は利用者識別番号が失効した場合
- ・ 特定納税専用手続を選択している利用者が納税用確認番号を忘失した場合
- ・ 事前登録していた電子証明書が失効又はその有効期限が徒過した場合
- ・ 電子証明書が未登録のまま登録期限を徒過した場合
- ・ e-Taxを利用している方が、税理士業務を開始又は取りやめる場合
- ・ e-Taxの利用を取りやめる場合

■ 最近のニュース

- 納税証明書、電子データもOK——大阪東信金、融資審査を迅速化 [2006年11月9日・日経ネット関西版]
- e-Taxを利用して提出された申告書の早期還付について [2006年10月30日・国税庁]
「平成18年11月以降にe-Taxを利用して提出された所得税、法人税及び消費税の還付申告書については、処理期間をこれまでの6週間程度から3週間程度に短縮することを目指します。
なお、医療費の領収書など別途提出が必要な添付書類の送付が遅れることなどがあると、還付処理に日数がかかる場合がありますのでご注意ください。」
- e-Taxソフトダウンロードコーナーの設置 [2006年10月10日・国税庁]
e-Taxソフトについては、CD-ROMの送付によるほかに、e-Taxソフトダウンロードコーナーからのダウンロードによる取得が可能です。

■ 電子申告普及のため、近々実施予定の取組み

- 税理士関与納税者について本人電子署名の省略により、税理士の電子署名で申告送信可能とする。
なおこの場合、電子申告の利用にあたっては、関与先の利用者識別番号等の個人情報が必要となりますので、関与先のe-Taxの開始(変更等)届出書の提出が必要となります。上記のとおり、幾分日数がかかりますので、早めに届出書を提出しご準備ください。
- 確定申告期間の「e-Tax」は、24時間受付を実施する。
- 給与所得の徴収高計算書については、電子署名の登録は初回のみとする。

以上、e-Taxソフトの初期登録までの手順について簡単に触れてきましたが、e-Taxシステムは、今後ますます、利用しやすくなるべく改善されていくと思いますので、税理士としてe-Taxの利用を積極的に進めていただきたいと思います。



秋季支部旅行

北野 秀一



清々しい秋晴れのもと、デラックスバスで一路名古屋へ！途中少し混んでいたものの、東名阪・名古屋高速を通過し、サッポロビールの浩養園での昼食となった。ビールと、ドラゴンズの優勝記念セールとかで肉が食べ放題となっていたこともあり、先生方みなさんも昼から顔を赤らめてのご機嫌な昼食会となった。午後は、名古屋のメインストリートをめ、トヨタ博物館の見学へ。120台以上の豪華な車や、昔懐かしいクラシックカーもあり、車ファンにとっては見応えのある博物館であった。中でも、ルーズベルト大統領が実際に使用していた専用車、1939年型パカード・トゥエルブは時価数億円を下らないもの（実際は値段がつけられないそうだ）で、ひときわ豪華であった。

宿泊は、岐阜の金華山のふもとと長良川温泉であった。私自身、岐阜南署に勤務していた当時、忘年会等で長良川温泉をよく利用していたので、景色などが大変なつかしく感じられた。6時、乾杯の音頭で開宴となり、マツタケ料理やカラオケ等で宴会もおおいに盛り上がり、長良川温泉の夜は更けていった。

翌日はゴルフ組と観光組に分かれての出発となった。観光組は各務原で航空宇宙博物館をおとずれ、色々な航空機に興味深く見学した。次の見学地は予定を変更して、郡上八幡へ向かう。郡上八幡博物館では歴史展示室や郡上一揆の紹介・郡上おどりの実演などがあり、楽しく、また興味深く見学した。その後ガイドさんの案内で郡上八幡町の町並みを一時間かけて散策。名水とおどりの城下町とあって、町並みがきれいに保存されており、名水百選の宗祇水・鯉が泳ぐ「いがわのこみち」などを散策した。その後帰途に就いたが、途中ゴルフ組と合流し、関刃物センターへ立ち寄り買い物をした。

この2日間、晴天にめぐまれ、本当に楽しい支部旅行であった。ありがとうございました。

泉大津税務署からのお知らせ

泉大津税務署では、本年も確定申告期間中の申告会場を《テクスピア大阪》に開設します。

開設期間 平成19年2月 1日（木）から
平成19年3月15日（木）まで
〔土・日・祝日を除く。ただし、2/18及び2/25の日曜日は開設します。〕

開設時間 午前9時から午後5時まで

※ 書類の提出は、泉大津税務署でも受付けています。

e-Taxの利用について

国税庁では、税理士会や関係民間団体と協力を図りつつ、庁・局・署を挙げてe-Taxの普及に向けた各種施策を推し進めており、①平成18年10月には、e-Taxソフトのe-Taxホームページからのダウンロードによる提供、②平成18年11月には、e-Taxを利用した還付申告の早期還付を開始するなど、利便性の向上等に取り組んできたところです。

さらに、本年1月からは、セキュリティの確保に万全を期しつつ、**税理士関与の場合の納税者本人の電子署名の省略化**、電子化された源泉徴収票等の添付のオンライン送信、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」からe-Taxへの直接送信を開始することといたしました。

また、確定申告期に向けては、e-Taxの24時間受付、ヘルプデスクの受付時間の延長に向けて準備を進めるなど、一層の利便性の向上に努めることとしています。

「税理士による譲渡所得の相談所」が下記の日程で開設されました。

平成18年12月18日（月）	高石市アブラホール
平成18年12月19日（火）	泉大津納税協会
平成18年12月20日（水） 及び 21日（木）	和泉市コミュニティセンター



＜会員の異動＞

平成18年11月8日現在 会員 111名
(内税理士法人1)

入 会

平成18年 8月24日 吉岩 秋夫 先生
事務所：〒594-1155 和泉市緑ヶ丘2-12-24
TEL 0725-38-7707 FAX 0725-38-7708

平成18年 9月26日 西田 和夫 先生
事務所：〒594-0066 和泉市桑原町247-6
税理士法人パートナーズ関西 和泉中央事務所
TEL 0725-45-0063 FAX 0725-44-1832

平成18年 9月26日 中塚 高志 先生
事務所：〒592-0013 高石市取石5-6-5
TEL 072-273-6306 FAX 072-238-1663

転 入

平成18年10月31日 露口 六彦 先生
事務所：〒594-0066 和泉市桑原町247-6
税理士法人パートナーズ関西 和泉中央事務所
TEL 0725-45-0063 FAX 0725-44-1832

平成18年 9月 2日 稲垣 成祥 先生
事務所：〒592-0012 高石市西取石7-13-5-502
TEL 072-263-5525 FAX 072-263-5526

平成18年 9月15日 菅野 嘉造 先生
事務所：〒594-0032 和泉市池田下町268-1
オークビル205号室
TEL 0725-57-7350 FAX 0725-57-7350

(変更)

平成18年 5月26日 富山 利平 先生
事務所：〒594-0071 和泉市府中町4-21-18
TEL 0725-44-5488

平成18年 9月 8日 西嶋 靖夫 先生
事務所：〒594-1155 和泉市緑ヶ丘1-9-12
TEL 0725-53-0721

退 会

平成18年 9月20日 稲葉 實 先生
(平成18年5月9日ご逝去)

平成18年11月 7日 植田 和則 先生
(転出：東支部へ)

原稿募集!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
また広報委員会では随時原稿・写真を募集しています。
業務に関する疑問、問題提起、趣味、随想 etc テーマは問い
ませんのでぜひ応募下さい。



お問い合わせは、広報委員会 阪 広久
まで。

TEL 0725-46-0123
FAX 0725-46-0250
e-mail hiro@cpa-saka.co.jp

支部行事 告知板

まだ先の予定になりますが、大阪府第4支部連合会及
び大阪・奈良税理士協同組合の共催で、下記のとおり
研修会が開催される運びとなっています。詳細は後日
ご連絡いたしますが、予定していただければ幸いです。

日 時 平成19年4月18日(水)
受付午後3時より
場 所 スイスホテル南海大阪
講 師 第1部 竹中平蔵 氏
第2部 池田隼啓 近畿税理士会会長



編集後記

みなさま、新春おめでとうございます。どんな
お正月をお過ごしになったのでしょうか。

表紙は、今号も久保先生にお願いし、正月らし
いめでたい写真を提供していただきました。富士
山の初日の出はさぞかし美しいでしょうね。

垣内統括官には忙しいところ、無理を言って趣
味のコラムを書けていただきました。普段の業務
の中では意見の合わないことも多い税理士と税務
署ですが、こういうコラムを読んでいると、そう
いった立場の相違を忘れ、一人の人間としての姿
が見えてくるようです。

小柳先生には、メルヘンが感じられる優しい文
章を頂きました。「忙しい、忙しい」ばかり言っ
てないで、刻の流れを感じながら生きていたいも
のです。

支部旅行の旅行記は、北野先生にお願いしまし
た。トヨタ博物館や郡上八幡博物館など盛りだく
さんの内容で、参加された先生方はとても満足さ
れたようです。

誌上研修では、電子申告が解説されています。
図らずも「税務署からのお知らせ」にも電子申告
について記事がありますが、我々税理士にとって
電子申告を実践していくことは、職域防衛という
観点から重要性が高いと考えられます。今年から
は、顧問税理士が納税者のために代理送信する
ことが認められるようです。そうなれば、特に確
申期のような繁忙期には、我々の業務の効率化も図
られると考えられます。取っつきにくい制度では
ありますが、情報化委員会も全面協力体制を敷い
ておられますので、普及を促進させていきたいで
すね。

「支部だより」編集長の重責も今号限りです。
2年間4回の「支部だより」にお付き合いいた
だきありがとうございました。特に、原稿を寄せて
いただいた先生方には、心から感謝申し上げます。
おかげさまで充実した紙面作りができたのではな
いかと自負しております。これからは、一読者と
して「支部だより」に関わっていきたくと思っ
ております。本当にありがとうございました。

(阪)